

# SMSを使った架空請求にご注意ください！

## 相談事例

スマートフォンに「有料動画サイトの料金が未納になっている。このまま放置していると法的手段をとる。今日中に連絡してくるように」という内容のSMS(電話番号対応のメッセージメール)が大手のインターネット通販サイト名で届いた。心当たりはなかったが、念のため電話をかけると、「利用履歴があり、無料期間中に退会手続きをしなかったため、料金が発生している。今日中に支払わない場合、改めて弁護士から連絡をさせる。」と言われた。



## アドバイス

- 携帯電話、スマートフォンの利用者が急増し、「090」、「080」、「070」等の後に8ケタの数字を組み合わせると、誰かの端末に届くという電話番号対応のメッセージメールの特徴を悪用した架空請求です。
- 「心当たりはないが、念のため確認してみよう。」と思い、メールに書かれている電話番号に電話をかけると、高額な料金を請求されることになります。  
相手にこちらの着信履歴が残ることで、今後も請求の電話がかかってくる危険性もあります。  
こちらから連絡せず、名前や住所など個人情報は教えないようにしてください。

## ポイント

### ①利用していなければ払わない

身に覚えがなければ、お金は払わずに無視しましょう。

### ②個人的な情報は知らせない・連絡をしない

問合せをすると、あなたの個人情報を相手に知らせることになります。  
絶対に連絡（電話もメールも）しないでください。

### ③消費生活総合センターに相談しよう

困ったときは、速やかに京都市消費生活総合センター（075-256-0800）にご相談ください。

■京都市以外に住んでいる人は、地域の消費生活センター  
または消費者ホットライン= ☎188（いやや！）=へ